

(第91号議案)

中野区民住宅条例を廃止する条例について

1. 区民住宅制度の廃止

区民住宅については、子育て期の中堅所得者層の世帯に良質な賃貸住宅を提供することを目的に、民間賃貸住宅の借り上げにより管理運営を行ってきたところである。

平成6年の区民住宅制度開始時においては、近隣家賃相場と比較して低廉な使用料での居住が可能であったが、年数の経過に伴い使用料が上昇する仕組みとなっていることなどから、近年では複数の空き部屋が生じる状況となっている。こうしたことから、区では区民住宅の新たな展開は行わないこととしている。

平成31年3月7日をもって、全ての区民住宅の管理が終了することから、区民住宅制度の根拠規定である中野区民住宅条例を廃止する。

また、これに関連して中野区住生活の基本に関する条例の一部を改正する。

2. 中野区住生活の基本に関する条例の一部改正

中野区住生活の基本に関する条例（平成23年中野区条例第28号）新旧対照表

改正案	現行
目次（略）	目次（略）
第1章 総則	第1章 総則
第1条（略）	第1条（略）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
(5) 公共住宅 区が供給する区営住宅、福祉住宅及びまちづくり事業住宅並びに東京都、東京都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構が供給する賃貸住宅をいう。	(5) 公共住宅 区が供給する区営住宅、福祉住宅、 <u>区民住宅</u> 及びまちづくり事業住宅並びに東京都、東京都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構が供給する賃貸住宅をいう。
(6)（略）	(6)（略）
第3条・第4条（略）	第3条・第4条（略）
第2章～第7章（略）	第2章～第7章（略）
附則（略）	附則（略）